

<記載例>退職等で一括徴収する場合

*一括徴収とは、残りの税額を本人から一度に徴収し、事業所が納入する方法です。

なお、1/1から4/30までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収が義務付けられています。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度																			
行田市長 あて		所在地	〒361-8601 行田市本丸2-5		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度																
令和 N 年 9 月 1 日提出		フリガナ	ミズシロカブシキガイシャ		特別徴収義務者 指定番号	1 2 3 4 5 6 7 8	※市町村ごとの番号																
給与支払者 〔特別徴収義務者〕		氏名又は名称	水城株式会社		宛名番号	1 3 5 7 9 0 2 4																	
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3								
		担連当者先			所属	人事課 給与係																	
		氏名			氏名	浮城 一郎																	
		電話	048-556-1111		電話	048-556-1111																	
		内線	(12)																				
給与所得者	フリガナ	オシ ジロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法														
	氏名	忍 二郎								円	6	月	から	9	月	から	1	特別徴収継続	2	一括徴収	3	普通徴収	
	生年月日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日									8	月	まで	5	月	まで	令和 N 年	1	1. 特別徴収継続	2. 一括徴収	3. 普通徴収		
	個人番号	1	2							3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	右から番号を記入		右から番号を記入	
	1月1日現在の住所	行田市本丸10-20								140,000			8	月			31	日	右から番号を記入		右から番号を記入		
異動後の住所	同上				35,600	円			104,400	円			事由・理由		氏名 続柄								
												住所		電話									

特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に記載ある番号を記載してください。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入する場合。

(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)

(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)

(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑

一括徴収税額(納入額と同額)

一括で徴収した税額を納入する月

※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号		勤務先では、月割額 _____ 円を 分(翌月10日納入期限分)から 納入します。
	所在地	〒	
	フリガナ		
	氏名又は名称		

2. 一括徴収の場合(死亡退職の場合は、一括徴収することはできません。)

理由	1 右から番号を記入	1. 異動が令和 N 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9 月 20 日	104,400 円	

3. 普通徴収の場合

理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
		2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である
		3. 死亡による退職であるため

【提出先】 〒361-8601 行田市本丸2番5号 行田市役所総務部税務課